

# T P P 協定について

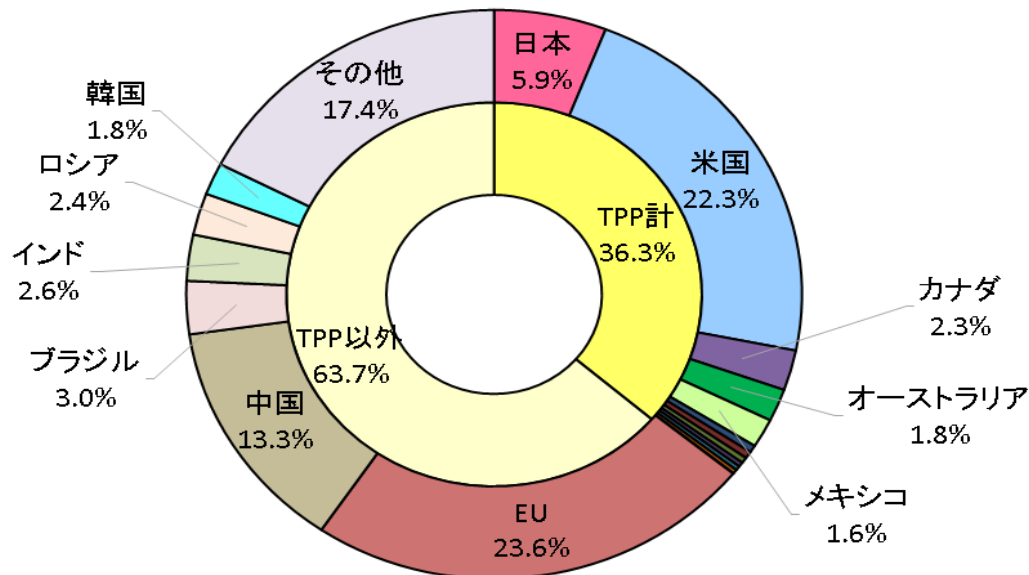
平成28年6月  
経済産業省

# TPP協定の意義

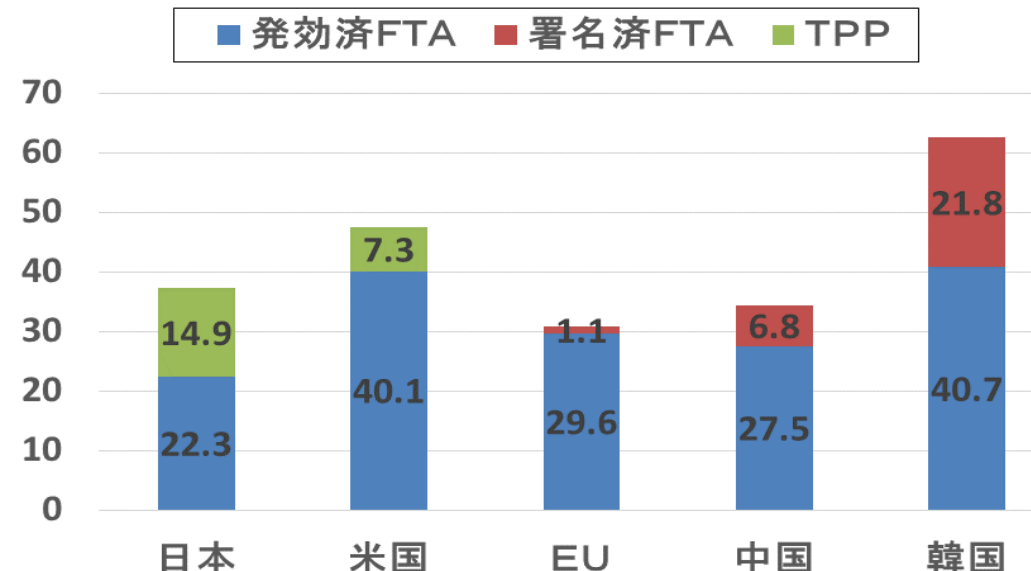
2015年10月5日、アトランタでのTPP閣僚会合にて大筋合意  
 2016年2月4日、オークランドでのTPP閣僚会合にて署名

- 21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。
- TPPによりわが国のFTAカバー率は22.3%から37.2%に拡大。
- 物品関税だけでなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野（前文+30章）で新しいルールを構築。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

注: 発効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成。  
 TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月21日確定値)、  
 米国はIMF、Direction of Trade Statistics(2015年4月27日)を用いて作成。

# TPP協定の特徴

- 自動車や自動車部品、家電、産業用機械、化学をはじめ、我が国の輸出を支える工業製品について、11カ国全体で**99.9%の品目の関税撤廃**を実現。
- サービス・投資等の分野**で、中小企業も含めたわが国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現。

## ＜投資＞

- ・投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止

## ＜貿易円滑化＞

- ・急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記
- ・関税分類等に関する事前教示制度を義務付け

## ＜ビジネス関係者の一時的入国＞

- ・多くの国で、滞在可能期間の長期化、家族の帯同許可等を実現

## ＜電子商取引＞

- ・デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止。
- ・ソースコード（ソフトウェアの設計図）の移転、アクセス要求の禁止

## ＜知的財産＞

- ・模倣・偽造品等に対する厳格な規律
- ・地理的表示の保護を規定

- 原産地規則の**完全累積制度の実現**により、中間財等を生産する中堅・中小企業も、我が国に居ながらにしての海外展開が可能。

# TPPは成長戦略の重要な柱

- T P Pによる新たなグローバル・バリューチェーンの創出は、多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、**産業間・企業間の連携が進む**こと等を通じて、新しい産業を創出し、**我が国経済全体としての生産性向上**につながることを期待される。

中小企業によるグローバル・バリューチェーン構築を後押し（イメージ）

## A社（中小企業）：繊維メーカー

優れた技術やデザイン・企画力のある中堅・中小企業が、東南アジアの生産拠点と連携し、北米・中南米、さらにアジアの新興市場への展開が可能に。



## アジアへの進出・生産が加速

- ◎ 投資・サービスの自由化
- ◎ 貿易円滑化
- ◎ 地銀を含めた**金融サービスの進出**
- ◎ 知的財産の保護
- ◎ 国有企業改革
- ◎ ビジネス関係者の一時的な入国
- ◎ 電子商取引

東南アジア：  
現地企業との提携による  
衣類の製造

我が国への投資、人の往来促進

- ・高付加価値製品として売り込み
- ・日本の小売ノウハウも含め展開
- ・新たな市場、需要の開拓

北米・中南米マ  
ーケット

- ◎ **関税の撤廃・削減**
- ◎ 原産地規則の「**累積ルール**」

- T P Pによる経済効果として、関税の削減効果にとどまらず、**投資・サービスの自由化やグローバル・バリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果等を含めた総合的な分析**を行い、国民にわかりやすく提示する。

TPP総合対策本部（本部長：内閣総理大臣）第2回会合（H27.11.25）にて「**総合的なTPP関連政策大綱**」を決定。

# TPP 協定交渉の経緯

## 2010年

- 3月 ニューージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ（P4協定加盟4カ国）、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で**交渉開始**
- 10月 マレーシアが交渉参加(計9カ国に)

## 2011年

- 11月 APEC首脳会議、TPP首脳会合（於：ホノルル）

## 2012年

- 11月 メキシコ、カナダが交渉参加

## 2013年

- 2月 日米首脳会談：日米の共同声明を発出
- 3月 **安倍総理「交渉参加」表明**
- 7月 日本が交渉参加（於：マレーシア）
- 8月 TPP閣僚会合（於：ブルネイ）
- 10月 TPP首脳会合、閣僚会合（於：バリ）
- 12月 TPP閣僚会合（於：シンガポール）

## 2014年

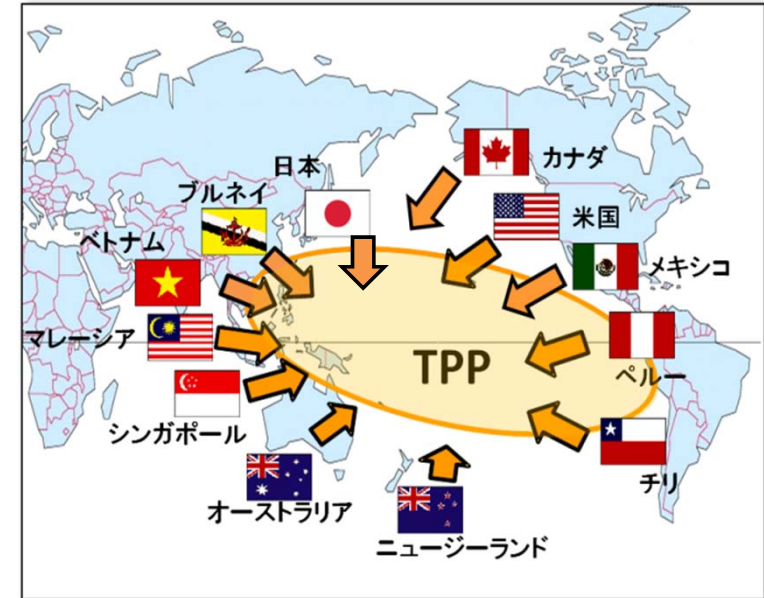
- 2月 日米閣僚協議（於：ワシントン）、TPP閣僚会合（於：シンガポール）
- 4月 日米閣僚協議（於：ワシントン）、日米首脳会談、閣僚協議（於：東京）
- 5月 TPP閣僚会合（於：シンガポール）
- 9月 日米閣僚協議（於：ワシントン）
- 10月 TPP閣僚会合（於：シドニー）
- 11月 TPP首脳会合、閣僚会合（於：北京）

## 2015年

- 4月 日米閣僚協議（於：東京）、日米首脳会談（於：ワシントン）
- 7月 TPP閣僚会合（於：ハワイ）
- 9月-10月 TPP閣僚会合（於：アトランタ）、**大筋合意**

## 2016年

- 2月 TPP閣僚会合（於：オークランド）、**署名式**



<アトランタ閣僚会合終了後の共同記者会見>

# TPP協定の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

<p><b>(1) 冒頭の規定及び一般的定義</b></p> <p>TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。</p>	<p><b>(2) 内国民待遇及び物品の市場アクセス</b></p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p><b>(3) 原産地規則及び原産地手続</b></p> <p>関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品（＝TPP域内で生産された産品）」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>	<p><b>(4) 繊維及び繊維製品</b></p> <p>繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。</p>	<p><b>(5) 税関当局及び貿易円滑化</b></p> <p>税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>
<p><b>(6) 貿易救済</b></p> <p>ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置（セーフガード措置）等について定める。</p>	<p><b>(7) 衛生植物検疫（SPS）措置</b></p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p><b>(8) 貿易の技術的障害（TBT）</b></p> <p>安全や環境保全等の目的から産品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	<p><b>(9) 投資</b></p> <p>投資家間の無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p><b>(10) 国境を超えるサービスの貿易</b></p> <p>内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限等）に関するルールを定める。</p>
<p><b>(11) 金融サービス</b></p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p><b>(12) ビジネス関係者の一時的な入国</b></p> <p>ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p><b>(13) 電気通信</b></p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p><b>(14) 電子商取引</b></p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p><b>(15) 政府調達</b></p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>
<p><b>(16) 競争政策</b></p> <p>競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める。</p>	<p><b>(17) 国有企業及び指定独占企業</b></p> <p>国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律について定める。</p>	<p><b>(18) 知的財産</b></p> <p>特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p>	<p><b>(19) 労働</b></p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p><b>(20) 環境</b></p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p><b>(21) 協力及び能力開発</b></p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p><b>(22) 競争力及びビジネスの円滑化</b></p> <p>サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。</p>	<p><b>(23) 開発</b></p> <p>開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。</p>	<p><b>(24) 中小企業</b></p> <p>中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。</p>	<p><b>(25) 規制の整合性</b></p> <p>加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。</p>
<p><b>(26) 透明性及び腐敗行為の防止</b></p> <p>協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。</p>	<p><b>(27) 運用及び制度に関する規定</b></p> <p>協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。</p>	<p><b>(28) 紛争解決</b></p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>	<p><b>(29) 例外</b></p> <p>締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。</p>	<p><b>(30) 最終規定</b></p> <p>TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。</p>

# T P P 交渉参加各国の関税撤廃率

国	日本	米国	カナダ	豪州	N Z	シンガポール
品目数ベース	95%	100%※	99%	100%※	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%※	99%	100%※	100%※	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(※) 一部品目について関税が残っているが、小数点第一位を四捨五入すると撤廃率100%となる。

# 日本以外の国の関税撤廃等の状況（対日、農林水産品※1）：HS2012

	GDP※2 (十億ドル)	ライン数	即時撤廃※3	2～11年目まで※4 撤廃	12年目以降 撤廃	非撤廃 (TRQ・削減等)
米国	16,663	2288	58.7%	35.3%	5.2%	0.8%
カナダ	1,839	1752	87.4%	7.1%	0.0%	5.4%
豪州	1,497	1125	99.6%	0.4%	0.0%	0.0%
メキシコ	1,262	1564	71.7%	20.1%	4.9%	3.4%
マレーシア	323	3030	96.3%	1.3%	2.1%	0.4%
シンガポール	302	1744	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
チリ	277	2107	95.5%	2.6%	0.0%	1.9%
ペルー	202	1328	83.9%	10.8%	1.9%	3.5%
NZ	185	1500	98.1%	1.9%	0.0%	0.0%
ベトナム	171	1744	46.3%	49.4%	3.6%	0.7%
ブルネイ	18	1744	98.8%	1.2%	0.0%	0.0%
<b>11カ国平均</b>	-	-	<b>85.1%</b>	<b>11.8%</b>	<b>1.6%</b>	<b>1.5%</b>
<b>(参考) 日本</b>	<b>4,920</b>	<b>2594</b>	<b>52.9%</b>	<b>25.7%</b>	<b>3.7%</b>	<b>17.7%</b>

※1：日本以外の国の農林水産品については、国際的な商品分類（HS2012）において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない（日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる）。

※2：2013年（出典：IMF）

※3：即時撤廃には既に無税の物品を含む。

※4：我が国の既存EPAの自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分。

# 日本の輸出関心農林水産品目に関する協定の概要

## ■ 日本の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得

- 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠を獲得
  - 米国（現行関税割当：日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg（1～2%に相当、枠外税率26.4%）：
    - ・15年目に枠外税率撤廃
    - ・日本向け無税枠3,000トン（当初）→6,250トン（14年目）（2014年の実績160トン）
  - カナダ（現行26.5%）：6年目に撤廃
  - メキシコ（現行20～25%）：10年目に撤廃
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得
  - ベトナム（現行18%）：即時撤廃

# 合意の概要（工業製品の関税）

- 工業製品について、**11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃**を実現。
- 輸出額で見ても、99.9%を達成。（**即時撤廃の割合は76.6%**）

## 1. 相手国側

### ◆ T P P 11カ国全体

- 即時撤廃率：（品目数ベース）86.9%、（貿易額ベース）76.6%
- 関税撤廃率：（品目数ベース）99.9%、（貿易額ベース）99.9%

### ◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

## 2. 日本側

### ◆ T P P 11カ国全体

- 即時撤廃率：（品目数ベース）95.3%、（貿易額ベース）99.1%
- 関税撤廃率：（品目数ベース）100%、（貿易額ベース）100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

# 合意の概要（工業製品の関税）

## ① 米国

- 工業製品の**輸出額の100%の関税撤廃を実現**。
- 自動車部品（現行税率主に2.5%）については、**8割以上の即時撤廃**で合意。**米韓FTAを上回る水準**。  
＜即時撤廃率＞日米（TPP） - 品目数：87.4%、輸出額：81.3%  
米韓FTA - 品目数：83.0%、輸出額：77.5%
- 乗用車（現行税率2.5%）については、15年目から削減開始、20年目で半減、22年目で0.5%まで削減、25年目で撤廃。**（TPP全体における、最長の関税撤廃期間は30年目）**
- 家電、産業用機械、化学では、**輸出額の99%以上の即時撤廃**を実現。  
（例）家電：ビデオカメラ（現行税率：2.1%）を即時撤廃。  
化学：プラスチック製品（現行税率2.1%～6.5%）を即時撤廃。
- 繊維・陶磁器等、地方中小企業に関連する品目についても関税撤廃を実現。  
（例）陶磁器：対米輸出額の75%を即時撤廃。  
今治タオル：米国の現行税率9.1%を5年目に撤廃。

## ② カナダ

- 工業製品の**輸出額の100%の関税撤廃を実現**。
- 乗用車（現行税率6.1%）については、5年目撤廃を実現。**カナダ・EUFTAの8年目撤廃を上回る水準**。
- 自動車部品（現行税率：主に6.0%）については、**日本からの輸出の9割弱が即時撤廃**。  
＜即時撤廃率＞日加（TPP） - 品目数：95.4%、貿易額：87.5%  
加韓FTA - 品目数：72.2%、貿易額：59.1%
- 化学、家電、産業用機械では輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。

# 合意の概要（工業製品の関税）

## ③ ニュージーランド

- 工業製品の輸出額の98%以上が即時撤廃。残りも7年目までには完全無税化。

## ④ 豪州（日豪EPA：2015年1月15日発効）

- 工業製品の輸出額の94.2%が即時撤廃。**日豪EPA（82.6%）を上回る水準。**
- 輸出の約5割を占める、乗用車、バス、トラック（現行税率5.0%）の新車は、輸出額の100%即時撤廃。**日豪EPA（輸出額の75%が即時撤廃）を上回る水準。**

## ⑤ ベトナム（日越EPA：2009年10月1日発効）

- 日本企業が高い輸出関心を有する**3,000cc超の自動車について10年目撤廃を実現（70%弱の高関税で保護。日越EPAにおいては関税撤廃は実現せず）。**

# 合意の概要（原産地規則）

## 原産地分野の主な規定

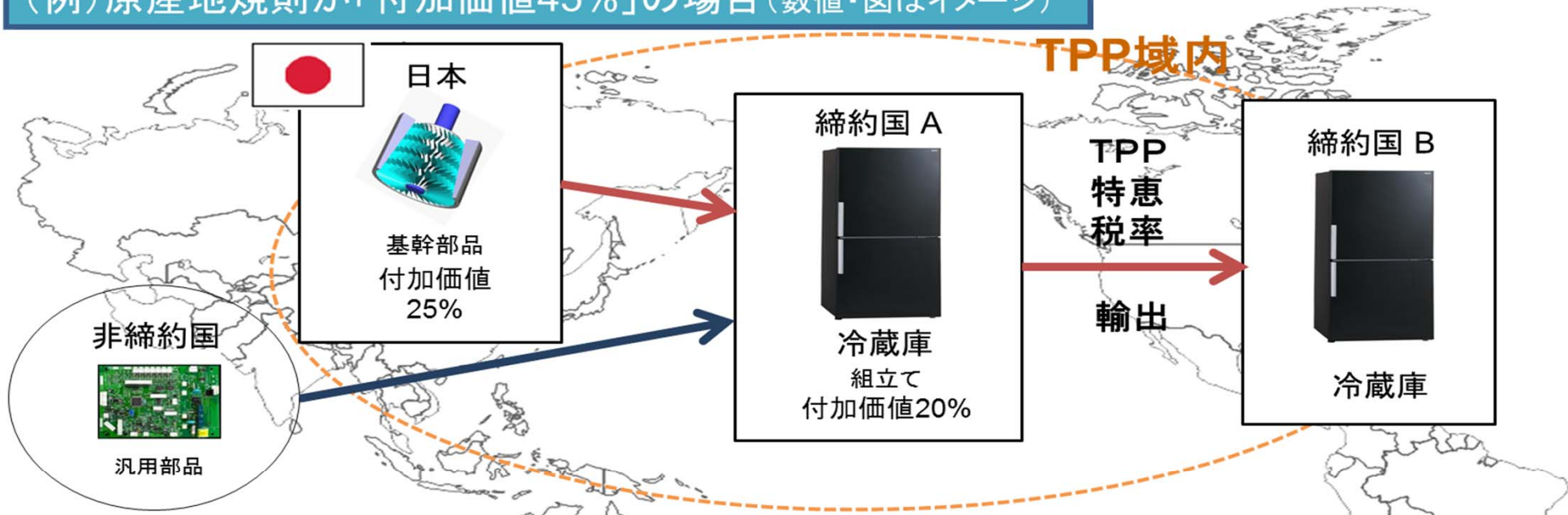
### 1. 原産地規則の統一

- TPP 特恵税率の適用が可能な 1 2 カ国内の原産地規則の統一（事業者の制度利用負担の緩和）。

### 2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

（例）原産地規則が「付加価値45%」の場合（数値・図はイメージ）



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

※完全累積制度：通常の累積制度は、域内で原産地規則を満たした部品のみ累積ができるが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内国で当該部品に加えられた付加価値は足し上げが可能になる。

# 合意の概要（自動車の原産地規則）

- 自動車の原産地規則については、**我が国完成車及び部品メーカーが、現在のサプライチェーンの下で十分に対応できる内容を確保。**

## ① 完成車の原産地規則

- 完成車については、控除方式による付加価値基準を用いる場合は、55%。
- また、その場合における特定の部品7品目※<sup>1</sup>については、協定上明記された加工工程※<sup>2</sup>のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を導入。
  - ※<sup>1</sup> 強化ガラス、合わせガラス、車体（普通車用のもの）、車体（トラック等用のもの）、バンパー（部分品は含まない）、車体の部分品、車軸。
  - ※<sup>2</sup> 射出成形、鍛造、金属成形、等

## ② 自動車部品の原産地規則

- 自動車部品については、基本的には、関税分類変更基準と付加価値基準の選択制であり、控除方式による付加価値基準の場合は、品目に応じて45%～55%。
- また、この控除方式による付加価値基準の場合に45%を越える分については、構成部品について協定上明記された加工工程のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を導入。

# 合意の概要（サービス・投資分野）

- 原則すべてのサービス及び投資分野を自由化の対象とし、規制の根拠となる措置や分野を列挙。
- 投資家と国との間の紛争の解決（ISDS）のための手続も規定。

## □ 投資の自由化

### ✓ 特定措置の履行要求の原則禁止

投資受入国が、投資活動の条件として、投資家に以下のような特定の措置の履行を要求することを禁止

- 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること
- 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること
- 自国内で生産された物品を購入し、使用し、又は優先すること
- 特定の技術、製造工程や財産的価値を有する知識を自国内の者に移転すること
- 特定の技術を購入し、利用し、又は優先すること
- ライセンス契約に定める使用料を一定の率又は金額にすること、ライセンス契約の期間を一定の期間にすること 等

### ✓ 「国」対「投資家」の紛争解決手続（ISDS）の導入

→ 相手国政府から不当な扱いを受けて損害を被った際に、直接、国際仲裁へ訴えることが可能に。

※濫訴防止のために複数の規定が置かれている。

- 仲裁廷の権限の範囲外である申立て等を迅速に却下することを可能にする規定
- 全ての事案の審理・判断内容等を原則として公開することを義務付ける規定
- 時機に遅れた申立てを防止するために申立て期間を一定の年数（3年6か月）に制限する規定
- 仲裁廷は懲罰的損害賠償を命じることはできないとする規定等

# 合意の概要（サービス・投資分野）

## □ 投資・サービスの自由化

✓ 我が国産業界からの主要関心分野であったコンビニを含む流通業における外資規制の緩和。

### ① ベトナム

T P P 発効後 5 年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土において、「経済需要テスト（Economic Needs Test）」\*を廃止。

\*出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査制度

### ② マレーシア

小売業（コンビニ）への外資規制の緩和（コンビニへの外資出資禁止→出資上限 30%）

ライセンサー以外の企業（例えば、ライセンサーの出資者又は親企業）の出資が可能であると明確化。

# 合意の概要（金融サービス分野）

TPP協定の金融サービス章では、金融サービス分野における外資規制の緩和と、海外での活動を保護する規律の充実を図った

➤ 外資規制の緩和

ベトナム：一定の海外投資家による地場銀行への出資比率を緩和 15% ⇒ 20%

マレーシア：外国銀行の支店数の上限を拡大 8支店 ⇒ 16支店

マレーシア：外国銀行の店舗外の新規ATM設置制限を原則撤廃

➤ 海外での活動を保護する規律

● 保険商品に対する承認等保険サービスの提供の迅速化のための手続 策定等の重要性について是認

● 電子支払カードサービスの国境を越える提供の許可

→ 金融サービス分野における外資規制の緩和や海外での活動の保護の充実により、我が国の金融機関の海外展開が加速化することが期待される

# 合意の概要（査証などの申請手続の迅速化）

TPP協定のビジネス関係者の一時的な入国章では、海外出張や駐在など、締約国間のビジネス関係者の一時的な入国の許可、そのための条件、申請手続の迅速化及び透明性の向上等について規定

➤ 申請手続

出入国管理に関する文書の申請の受領後、できる限り速やかに申請に関する決定を行い、申請者に通知する

➤ 情報の提供

ビジネス関係者の一時的な入国に関する最新の要件及び申請が処理される標準的な期間を公表する

➤ ビジネス関係者の一時的な入国に関する小委員会

ビジネス関係者の一時的な入国を一層円滑にする機会等について検討する

→ 査証など出入国管理に関する文書の申請手続の迅速化、透明性の向上、法的安定性の増進が期待される

→ ビジネス関係者の一時的な入国に関する小委員会が設置されることから、協定発効後も、我が国の産業界からの要望について協議することが可能になる

# 参考：ビジネス関係者の一時的な滞在：カテゴリー別滞在期間（抜粋）

	短期の商用訪問者	企業内転勤者	投資家
豪州	3か月まで	4年まで（経営幹部）、 2年まで（専門家）、 （更新可）	2年まで
※ブルネイ	3か月まで （最長12か月まで更新可）	3年（最長5年まで更新可）	3か月まで （最長12か月まで更新可）
※カナダ	6か月まで（更新可）	3年まで（更新可）	1年まで（更新可）
※チリ	90日まで（更新可）	1年まで（更新可）	1年まで（更新可）
※マレーシア	90日まで	2年まで （2年毎に更新可、 経営幹部は合計10年まで、 専門家は合計5年まで）	—
※メキシコ	180日まで	1年（3回更新可）	1年（3回更新可）
ニュージーランド	年間で合計3か月まで	3年まで	—
ペルー	183日まで	1年まで（更新可）	1年まで（更新可）
シンガポール	30日まで	—	30日まで
米国		約束しない	
ベトナム	6か月	3年（更新可）	1年
日本	90日まで（更新可）	5年まで（更新可）	5年まで（更新可）

（※機械設備設置サービス提供者を含む。）

# 合意の概要（知的財産分野）

## 医薬品の知的財産

### （合意の概要）

#### 医薬品の知的財産に関連する規定

- ① 特許期間延長制度（医薬品承認のための試験・審査によって特許権による利益を享受できなくなった期間を勘案し特許期間の延長を認める制度）
- ② 新薬のデータ保護期間の設定（5年以上。ただし生物製剤は8年以上のデータ保護期間、又はその他の手段等による同等の保護を行うこと）
- ③ 特許リンケージ（後発医薬品承認審査時に有効特許を考慮する仕組み）

### （対応）

- ・ 生物製剤のデータ保護を含め、現行の国内関連制度の範囲内。

#### 【現行の国内制度】

- ①：最長5年までの特許期間延長制度
- ②：新薬について8年の再審査期間（※）
- ③：審査当局は、先発医薬品に含まれている成分に特許が存在することにより後発医薬品が製造できない場合は、後発医薬品を承認しないこととしている

※ 新薬について、承認取得企業が実際に医療機関で使用したデータを集め、8年間の再審査期間が経過した後有効性・安全性について再度確認するもの。当該期間中に他の企業が承認申請をする場合、新薬としての申請に必要な全てのデータの提出を求めており、新薬と同等性を示すことによる簡略なデータでの申請を認めていないので、実質上のデータ保護期間となっている。

#### 【T P P協定の暫定仮訳〈抄〉（平成28年1月7日）】

#### 第十八・五十一条 生物製剤

- 1 締約国は、新規の生物製剤の保護に関し、次のいずれかのことを行う。
  - (a) 締約国における生物製剤であり、又は生物製剤を含む新規の医薬品（注1、注2）の最初の販売承認に関し、当該締約国における当該医薬品の最初の販売承認の日から少なくとも八年間、前条（開示されていない試験データその他のデータの保護）1及び3の規定を準用して実施することによる効果的な市場の保護について定めること。
  - (b) 締約国における生物製剤であり、又は生物製剤を含む新規の医薬品の最初の販売承認に関し、市場において同等の効果をもたらすために次のことを行うことによる効果的な市場の保護について定めること。
    - (i) 当該締約国における当該医薬品の最初の販売承認の日から少なくとも五年間、前条（開示されていない試験データその他のデータの保護）1及び3の規定を準用して実施すること。
    - (ii) 他の措置をとること。
    - (iii) 市場の環境も効果的な市場の保護に寄与することを認めること。

# 合意の概要（知的財産分野）

## 【各合意の概要】

### □ 特許

- ・ T R I P S 協定等の既存の国際条約よりも広い特許付与範囲（植物由来発明や用途発明に関する規定を含む）や、特許付与までの遅延に対する特許期間の調整を規定。
- 広い範囲の技術に対して、有効な権利期間を有する特許権を取得することが可能となり、我が国企業等の T P P 域内への進出を促進することが期待される。

### □ 商標

- ・ 国際的な商標の一括出願を規定した「マドリッド議定書」又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るための「商標法シンガポール条約」の締結が義務付けられた。
- これらの条約を締結していないマレーシア、カナダ、ペルー等における商標権取得の円滑化が図られるものと期待される。
- ・ 商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。
- T P P 協定参加国内において、侵害を受けた権利者の立証負担の軽減や、賠償額の充実が図られ、権利者の救済に資する。  
なお、国内法の整備にあたっては、填補賠償原則など我が国の法体系に即したものとなるよう留意。

# 合意の概要（知的財産分野）

## □ 著作権

- ・著作物等の保護期間を著作者の死後50年から死後70年等とする。
  - T P P 協定締約国内において、国際的な制度調和に加え、長期的に人気を博する作品から継続的に収益を得られることから、新たな創作活動へのインセンティブの向上や、新たなアーティストの発掘・育成が期待される。
    - なお、国内の保護期間の延長により権利者不明著作物等の増加が予想されるため、協定締結を契機として、権利者不明著作物等の利用円滑化方策について検討し、順次実施。
- ・故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする。ただし、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与えない場合はこの限りではない。
  - T P P 協定締約国内において、悪質な海賊行為について、取締りの実効性を上げ、正規品流通を促進できる。
    - なお、国内法の整備にあたっては、二次創作への萎縮効果を生じないように、対象範囲を適切に限定。
- ・著作権等の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。
  - T P P 協定締約国内において、侵害を受けた権利者の立証負担の軽減が図られ、権利者の救済に資する。
    - なお、国内法の整備にあたっては、填補賠償原則など我が国の法体系に即したものとなるよう留意。

# 合意の概要（貿易円滑化/模倣品/電子商取引）

## □ 貿易の円滑化

- ✓ 貨物や急送便について迅速な引取りの許可
    - 貨物：自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間内（可能な限り貨物の到着後48時間以内）に引取りを許可
    - 急送便：通常の状態において、貨物が到着していることを条件に、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可
- 海外の納入先への納入遅延リスクを軽減。オンライン通販などにもメリット。

## □ 模倣品・海賊版対策の強化

- ✓ 模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与
  - ✓ 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など
- 製品の模倣品の防止やブランド・技術の保護にメリット。
- コンテンツの海賊版防止にメリット。

## □ 電子商取引に関する規定の導入

- ✓ 国境を越える情報の移転の自由の確保
  - ✓ サーバー等のコンピュータ関連設備の現地化（自国内設置）要求の禁止
  - ✓ ソース・コード開示要求の禁止
- ITを活用して日本にいながら商品を販売する企業にメリット。

# 合意の概要（国有企業分野）

## □ 国有企業に関する規定の導入

- ✓ 国有企業の定義（主として商業活動に従事する次のいずれかの企業をいう。
    - 締約国が50%を超える株式を直接に所有する企業
    - 締約国が持分を通じて50%を超える議決権の行使を支配する企業
    - 締約国が取締役会等の構成員の過半数を任命する権限を有する企業）
  
  - ✓ 国有企業及び指定独占企業章においては、締約国は、国有企業及び指定独占企業が、
    - 物品又はサービスを購入又は販売する際に、商業的考慮に従い行動すること、
    - 他の締約国の企業に対して無差別の待遇を与えることを確保すること、
    - いずれの締約国も国有企業に非商業的な援助（贈与・商業的に存在するものよりも有利な条件での貸付け等）によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと、
    - 締約国は国有企業及び指定独占企業に関する情報を他の締約国に提供すること、等を規定。
- 海外で国有企業と取引しようとする企業にメリット。

# 合意の概要（政府調達分野／中小企業分野）

## □ 政府調達分野に係る規定の導入

- 特定の政府機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を規定。

- 公開入札を原則とすること
- 入札における内国民待遇及び無差別原則
- 調達の過程の公正性及び公平性
- 適用範囲のさらなる拡大（地方政府を含む）に関する交渉

※マレーシア、ベトナム及びブルネイは、W T O政府調達協定（G P A）を締結しておらず、日本との二国間E P AにおいてもG P Aと同水準の規定は置かれていない。これらの3か国との間では、T P P協定の政府調達章の対象調達について、内国民待遇、無差別待遇原則及び調達手続の透明性確保に係る詳細な手続規則が、初めて国際約束として規定された。

## □ 中小企業分野に係る規定の導入

- 各締約国はT P P協定の本文等を掲載するための自国のウェブサイトを開設し、中小企業のための情報を含めること
- 小委員会を設置して中小企業が本協定による 商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること  
等を規定。

# 総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日決定）

- 世界のGDPの約4割（3,100兆円）という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出される。TPPはアベノミクスの「成長戦略の切り札」となるもの。
- 本政策大綱は、TPPの効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするもの。
- 本大綱に掲げた主要施策については、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。
- 本大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。

## 新輸出大国

### < TPPの活用促進 >

#### 1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

- TPPの普及、啓発
- 中堅・中小企業等のための相談窓口の整備

#### 2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム）
- コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
- インフラシステムの輸出促進
- 海外展開先のビジネス環境整備

## グローバル・ハブ（貿易・投資の国際中核拠点）

### < TPPを通じた「強い経済」の実現 >

#### 1 TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

- イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
- 対内投資活性化の促進

#### 2 地域の「稼ぐ力」強化

- 地域に関する情報発信
- 地域リソースの結集・ブランド化

### < 食の安全、知的財産 >

- 輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示
- 特許、商標、著作権関係について必要な措置
- 著作物等の利用円滑化等

## 農政新時代

### < 農林水産業 >

#### 1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- 合板・製材の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

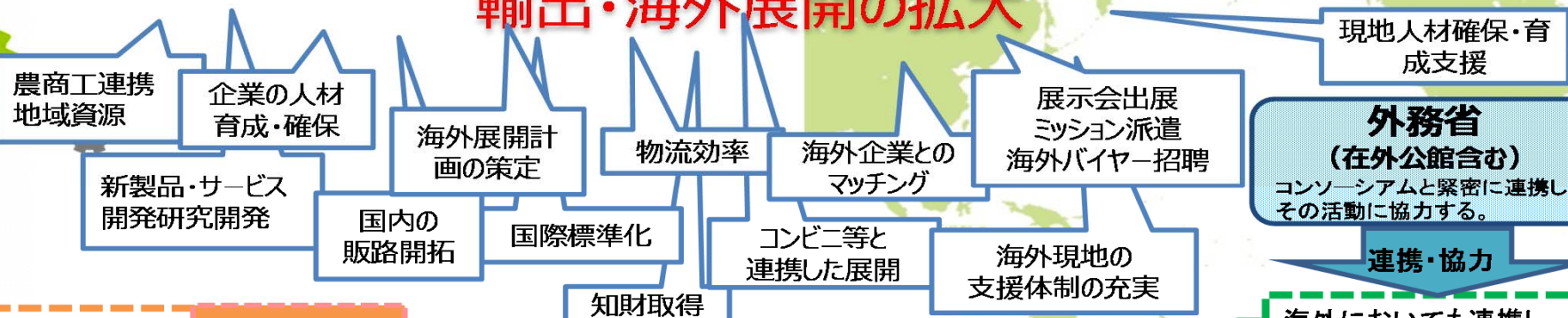
#### 2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

- 米（政府備蓄米の運営見直し）
- 麦（経営所得安定対策の着実な実施）
- 牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
- 甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

# 新輸出大国コンソーシアムの設立（平成28年2月26日）

○海外展開を図る中堅・中小企業に対して、専門家が寄り添い、技術開発から市場開拓に至るまで、様々な段階に応じて、場合によっては、複数の機関が連携して、総合的な支援を提供する。

## 輸出・海外展開の拡大



現地人材確保・育 成支援

**外務省**  
(在外公館含む)  
コンソーシアムと緊密に連携し、その活動に協力する。

連携・協力

海外においても連携して事業者を支援

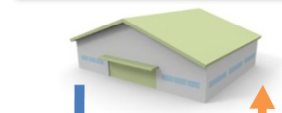
● 複数の支援機関が協力し、支援策を組合せる等により、より効果的な支援メニューを提供。

**事務局**  
(JETRO)

- JETRO
- NEXI
- NEDO
- 工業所有権情報・研修館
- 中小機構
- JICA
- 日本規格協会
- 商工会議所
- 商工会
- よろず支援拠点
- 金融機関
- 地方自治体
- 経済産業局

支援措置の提供

中堅・中小企業



相談



専門家

支援措置の提供

- コンサルティング
- 支援措置の紹介

事業者のニーズに合わせて施策を選択。

事業者のニーズに合わせて施策を選択。

- 最終的な海外展開の実現までをサポート（事業計画の策定、販路開拓のサポート等）
- 支援機関が提供する施策を組合せて事業者を紹介。

- JETRO
- JICA
- 海外産業人材育成協会（HIDA）
- 金融機関
- 法律事務所
- 会計事務所
- コンサル

# 関係機関等

## 1. 新輸出大国コンソーシアムを構成する機関（30機関）

- 一般財団法人海外産業人材育成協会
- 株式会社海外需要開拓支援機構
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館
- 独立行政法人国際協力機構
- 株式会社国際協力銀行
- 株式会社商工組合中央金庫
- 一般財団法人食品産業センター
- 国立研究開発法人  
新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 一般社団法人全国銀行協会
- 全国商工会連合会
- 一般社団法人全国信用金庫協会
- 一般社団法人全国信用組合中央協会
- 一般社団法人全国地方銀行協会
- 全国中小企業団体中央会
- 一般社団法人第二地方銀行協会
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 一般社団法人中小企業診断協会
- 一般財団法人電気安全環境研究所
- 一般財団法人日本規格協会
- 日本商工会議所
- 株式会社日本政策金融公庫
- 日本税理士会連合会
- 公益社団法人  
日本ニュービジネス協議会連合会
- 一般財団法人日本品質保証機構
- 日本弁護士連合会
- 日本弁理士会
- 一般社団法人日本貿易会
- 独立行政法人日本貿易振興機構
- 独立行政法人日本貿易保険
- 経済産業省

※新輸出大国コンソーシアムは、地方自治体、金融機関、商工会議所、商工会等の、コンソーシアムを通じて中堅・中小企業の海外展開に貢献することが期待される支援機関が参加を希望する場合には、参加していくこととする。「支援機関」とは、自らが中堅・中小企業の海外展開のための支援施策を講ずる機関を言う。

## 2. 関係省庁

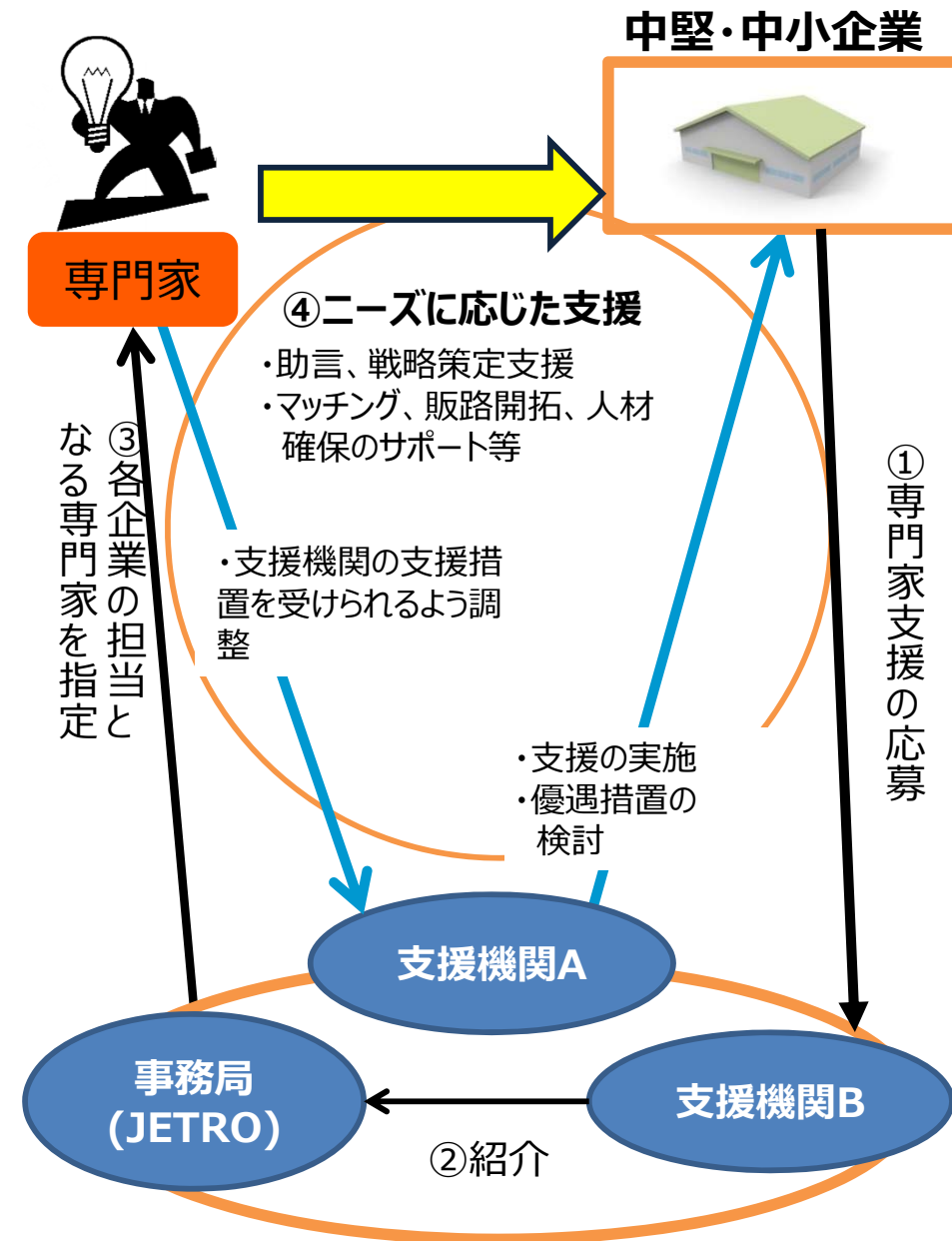
- 金融庁
- 外務省
- 農林水産省
- 総務省
- 財務省
- 国土交通省

## 事務局

新輸出大国コンソーシアムの事務局は、JETROが担うこととする。

# 専門家による支援

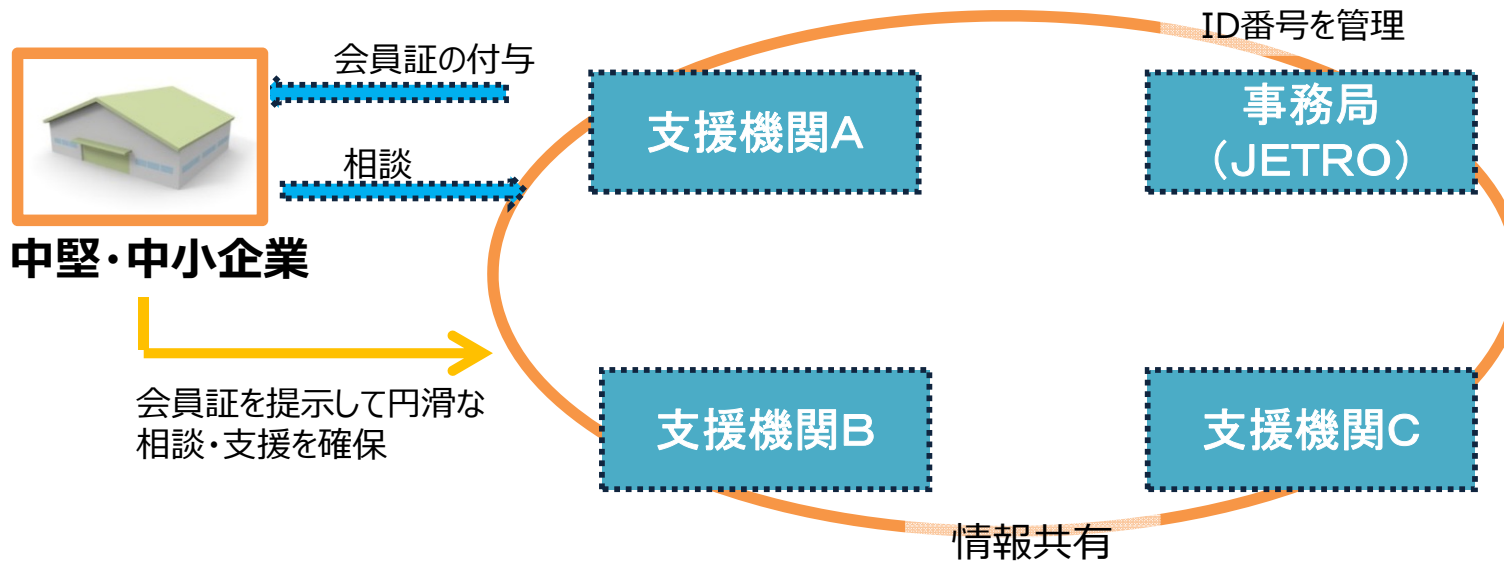
1. 海外ビジネスに精通した専門家を J E T R O に配置（企業のニーズに応じて最大 4 0 0 人確保）。専門家は個々の中堅・中小企業を担当し、以下のような総合的支援を行う。
  - a. TPP・EPA等の活用方策等についての助言、企業の海外事業戦略の策定支援
  - b. 支援機関が提供する支援措置の中から、適切な支援を事業者が受けられるよう調整
  - c. 現地でのマッチング、販路開拓、海外工場・店舗立上げ、人材確保のサポート等
  - d. 専門分野（法律、会計等）での個別相談支援等
2. 専門家による支援を希望する中堅・中小企業は、金融機関や商工会議所等、支援機関の窓口を通じて、J E T R O に応募できるようにする。
3. 各支援機関は、専門家の派遣を受け、本格的に海外展開に取り組むこととなる事業者に対しては、補助金等の審査において加点したり、手続を簡略化するなどの優遇措置を検討する。



# 会員証の活用による支援機関相互の連携

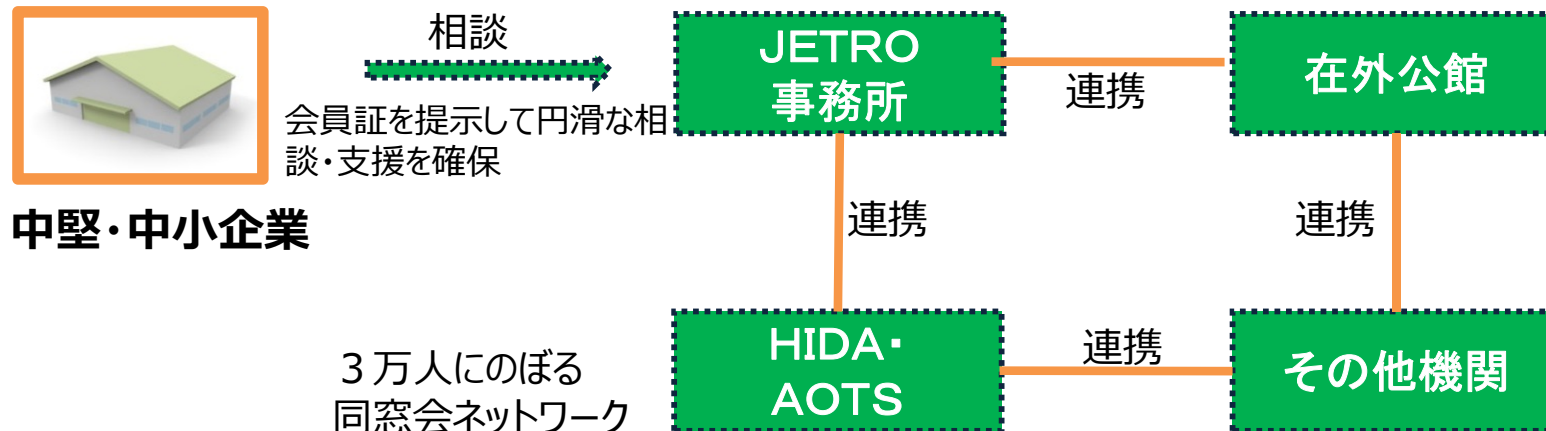
## 国内

支援機関は、相互に連絡・調整をしながら、ニーズに応じた支援を提供。



## 海外

海外においても、JETRO事務所・在外公館等が緊密に連携し、会員証の付与を受けた中堅・中小企業を支援。



# 支援機関ネットワークの拡大

- 2月26日の新輸出大国コンソーシアムの設立以降、支援機関のネットワークを拡大するため、全国で支援機関向けの説明会を開催。
- 現在、全国で700を越える支援機関が参加（5月27日時点、速報値）。今後も、参加機関の拡大に務め、支援メニューの一層の充実を図る。

## ① 支援機関の構成

支援機関	機関数
1. 政府・政府関係機関等	30
2. 自治体	265
3. 地域支援機関等	70
4. 商工会議所・商工会	112
5. 地方銀行	99
6. 信用金庫	117
7. その他の金融機関（都市銀行、リース、損保等）	25
合計	718

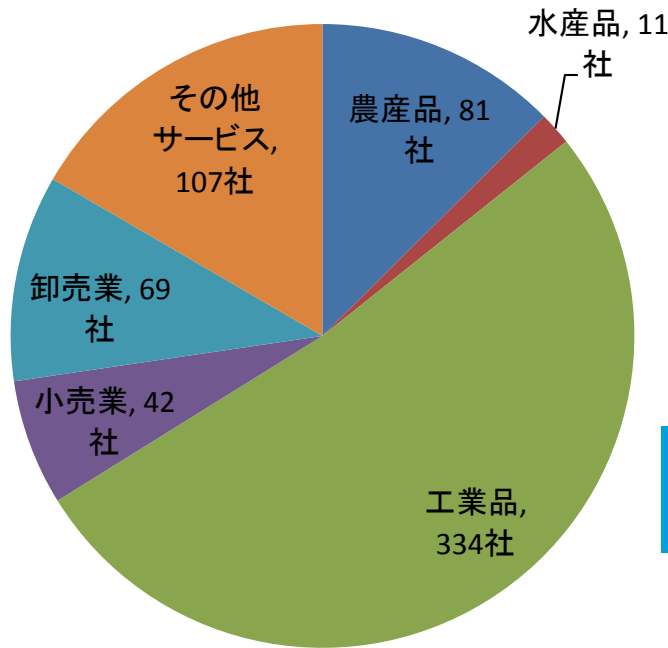
## ② 各支援機関が提供する優遇措置等

- (1) NEDOは、中堅・中小企業向け助成事業（※）の実施にあたり、「海外市場獲得への期待」を評価項目の1つとして設定。申請書の提出に際して、JETROの推薦状の添付を受け付ける取組を開始。（※平成27年度補正中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業）
- (2) 電気安全環境研究所（JET）、日本品質保証機構（JQA）、は、新輸出大国コンソーシアムの会員に対して、認証制度等に係る相談についての優遇制度を設ける。また、海外産業人材育成協会（AOTS・HIDA）は、海外市場開拓等に係る相談についての優遇制度を設ける方向で検討中。（※初回の相談に限り、一定の時間の料金について優遇する等を検討）

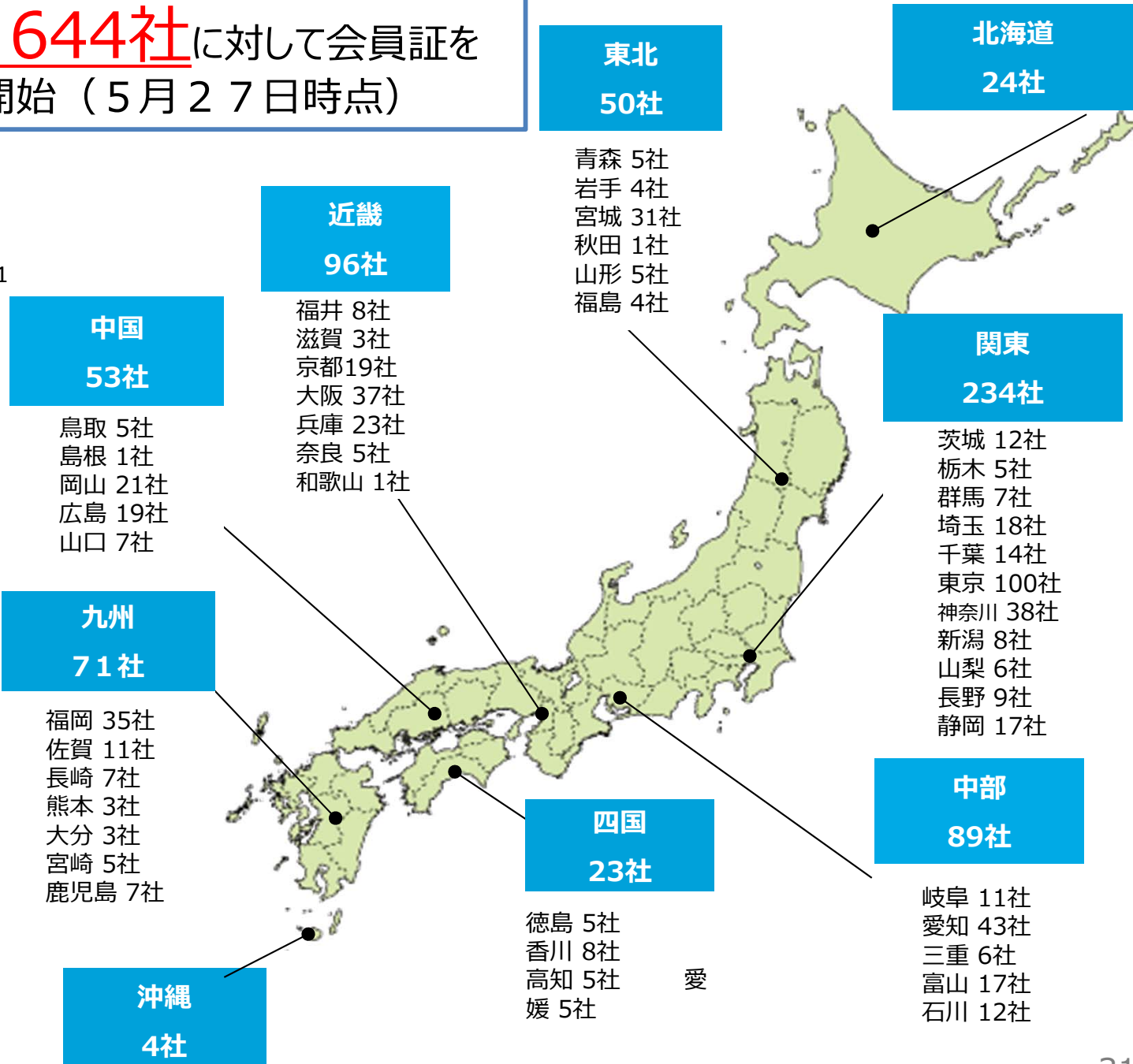
# 新輸出大国コンソーシアムの受付状況

3月14日の支援受付開始以降、**644社**に対して会員証を発行し、専門家を割り当て、支援を開始（5月27日時点）

## 支援対象企業の業種

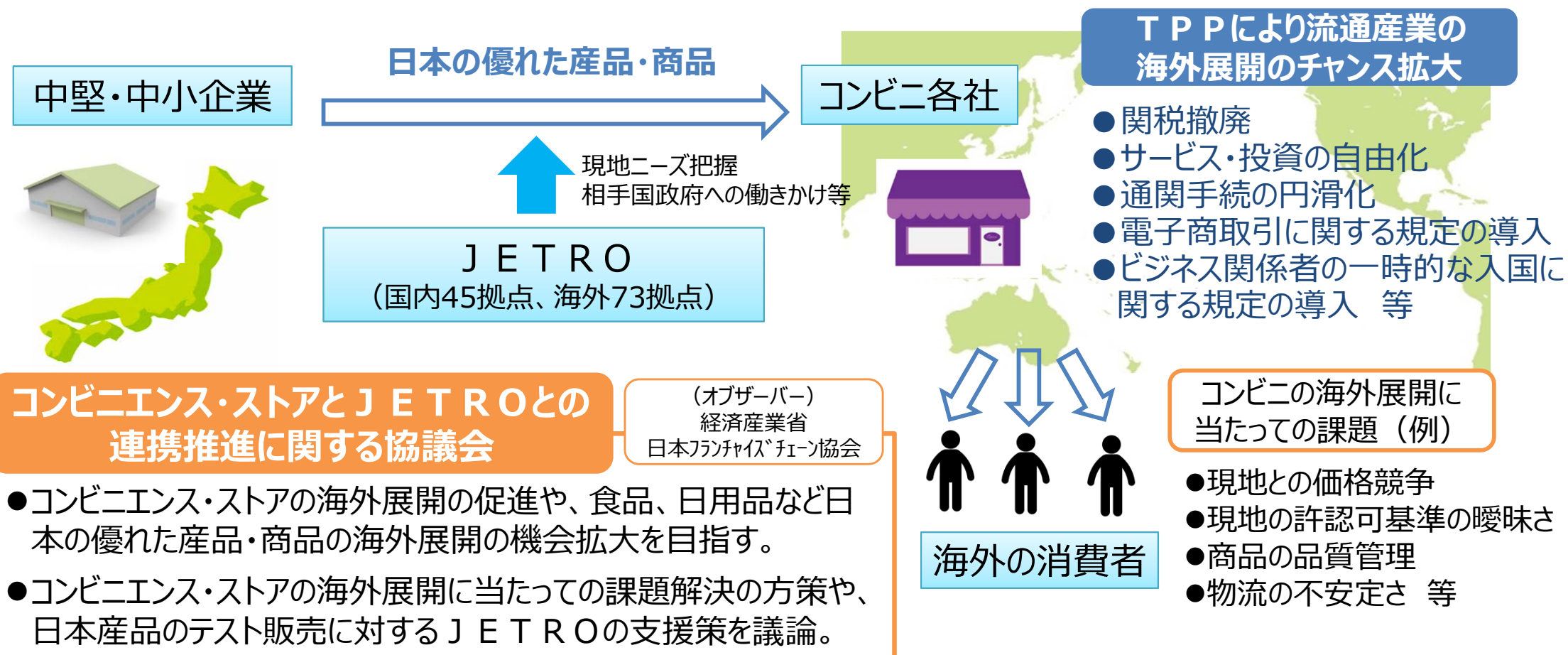


農産品：81社(12.6%)  
 水産品：11社(1.7%)  
 工業品：334社(51.9%)  
 小売業：42社(6.5%)  
 卸売業：69社(10.7%)  
 その他サービス：107社(16.6%)



# コンビニエンス・ストアとJETROとの連携推進に関する協議会

- TPPにより、流通業の外資規制緩和など、サービス・投資の自由化が進展し、コンビニエンス・ストアを始めとする流通産業の海外展開のチャンスが拡大。
- コンビニエンス・ストアの海外展開は、食品、日用品など日本の優れた産品・商品の海外店舗での販売を通じ、我が国中堅・中小企業の海外展開の機会に。
- コンビニエンス・ストア業界とJETROで、TPPを契機としたコンビニの海外展開、中堅・中小企業の商品の海外店舗における販売支援等を進めるための協議会を設立。（1月18日第1回協議会開催）



## 1. コンビエンス・ストア等の小売・流通業との連携による販路開拓に向けた総合的支援

- 「新輸出大国コンソーシアム」の専門家やJETROの国内事務所を通じて寄せられた、海外での販売を希望する日本の優れた食品・日用品等の商品の情報をコンビニエンス・ストアやスーパー・マーケット等（コンビニ等）に対して定期的に紹介する仕組み（窓口・ルート）を整備
- 本年11月、JETROとコンビニ2社（ファミリーマート及びミニストップ）及びイオンが連携し、ベトナムにおけるコンビニ最大200店舗及びイオン店舗で日本商品のテスト販売を実施。商談会も開催
- 平成28年度内に、シンガポールなど、ASEANの別の地域においてテスト販売
- 「新輸出大国コンソーシアム」による現地ニーズを踏まえた商品開発やプロモーションの支援

## 2. 海外進出に当たっての諸課題の解決（販売規制、通関、検疫手続等）

- JETROを事務局とする「ホーチミン海外展開協議会」を設立（第1回会合を4月19日に開催）
- 輸出先国の衛生管理基準、販売許可、通関、検疫手続の処理等を促進するため、JETROが「輸出規制等対応チーム」とも連携し、地域毎に取組
- 特に、ベトナム、インドネシア、中国を重点的に取り組むべき地域として特定し、JETRO本部内に担当を置き、現地事務所と連携しながら問題解決を図るための体制を整備し、実効性のある取組を実施

## 3. 現地の小売・流通業で活躍するグローバル人材の育成

- 日本の大学がJETROと提携して開設する次世代のグローバル人材養成講座において、留学生も含め、日本の小売・流通等に関する教育を行う

## 4. 商圈分析等による現地ニーズ把握

# 農林水産業の輸出力強化戦略について

## これまでの輸出に関する主な取組

- FBI戦略の発表（農林水産省）[H25.4]
  - ・以下の取組を一体的に推進。
    - 世界の料理界で日本食材の活用(Made FROM Japan)
    - 日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)
    - 日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)
- FBI戦略の具体化に向けた農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略の策定（農林水産省）[H25.8]
- 国別、品目別輸出戦略を速やかに実行するための輸出戦略実行委員会<sup>(※)</sup>の設置 [H26.6]
  - ※「輸出戦略実行委員会」は、オールジャパンの輸出促進の司令塔として、関係府省及び事業者団体等により構成された委員会
- グローバル・フードバリューチェーン戦略の策定（農林水産省）[H26.6]
  - ・産地の「こだわり」を消費者につなげるため、コールドチェーン、流通販売網など輸出環境整備等を推進

## 輸出を取り巻く情勢の変化

- 農林水産物・食品の輸出額は3年連続で最高額を更新し、平成27年は7,451億円
- 平成28年2月、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が署名
- 海外からの訪日客(インバウンド)の増加が加速し、平成27年は年間1,974万人と過去最高
- 平成25年10月の「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を契機とした日本食、日本食文化への関心の高まり
- 放射性物質に係る諸外国・地域の輸入規制に対する緩和、撤廃については、一定の進捗はみられるが、台湾、中国など主要な輸出先国・地域は依然として継続
- 展示会などのイベントがバラバラに実施され、効果が限定的

今が日本の農林水産物・食品を世界に売り込む大きなチャンス

ワーキンググループ等での議論を踏まえた検討課題への対応方向

## ○ 民間の意欲的な取組への支援

### 1. 市場を知る、市場を耕す (ニーズの把握・需要の掘り起し)

- ▶ 現地のニーズを継続して把握し、情報をまとめて、提供する
  - ・情報をJETROに一元的に集約・提供
- ▶ プロモーションを統一的、戦略的に行う
  - ・輸出戦略の「参謀」として「企画戦略会議」を輸出戦略実行委員会の下に設置
  - ・「国・地域別イベントカレンダー」を作成
  - ・海外の消費者等に対して日本産品の品質や特色を担保する制度の創設を検討
- ▶ 多様な方法でプロモーションを行う
  - ・トップセールスや大型イベントの機会の活用
  - ・著名シェフ等の「インフルエンサー」の活用
- ▶ 日本文化・食文化と一体として、売り込む
  - ・日本食や食文化等を発信する機能を持つ施設の設置・運営を支援
- ▶ インバウンドを輸出に結び付ける
  - ・外国人旅行者に農山漁村や日本食・食文化を体験してもらった取組等を拡大し、海外へ発信

### 2. 農林漁業者や食品事業者を、 海外につなぐ (販路開拓、供給面の対応)

- ▶ 輸出についての相談をしやすくする
  - ・JETROと農林水産省の相談体制の強化
  - ・JETRO専門家（輸出プロモーター等）や6次産業化プランナーによる支援
- ▶ 農林漁業者や食品事業者と貿易のプロを結びつける
  - ・海外バイヤーを国内の卸売市場や産地等に招聘しつつ商談会を開催
- ▶ 様々な販売ルート、販売手法を提案する
  - ・海外に産直市場を設置し、生産者が直接輸出する取組を支援
  - ・ネットを用いた宅配・予約販売方式による輸出の取組を推進
- ▶ 代金決済の不安を取り除く
  - ・低保険料率の農林水産業関係法人向け貿易保険の新設
  - ・各種輸出手続き等を代行・支援する体制を整備
- ▶ 海外ニーズにマッチして、生産する
  - ・ジャパンブランド定着のため、リレー出荷・周年供給体制を整備
- ▶ 海外輸入規制に適合して、生産する
  - ・輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入の推進

### 4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる (輸出環境の整備)

- ▶ 輸出手続の手間を省く、輸出の障壁を下げる
  - ・NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）により一元処理できる証明書の範囲の拡大
  - ・規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化するため、内閣官房に「輸出規制等対応チーム（仮称）」を設置
  - ・海外での日本の既存添加物の使用が認められるよう、海外当局への申請に必要な安全性試験等を実施
- ▶ 国際規格・認証をとる、本物を守る、イスラム市場に打って出る
  - ・GLOBAL G.A.P.などの国際的な認証取得の推進、日本発の国際的に通用する民間の規格・認証の仕組みの構築
  - ・地理的表示（GI）について、諸外国と相互に保護できる制度を整備するとともに、GIマークの海外商標登録を推進
  - ・ハラール認証に関する情報収集、ハラールセミナーの集中的な実施

### 3. 生産物を海外に運ぶ、 海外で売る（物流）

- ▶ 安く運ぶ
  - ・共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化
  - ・就航ニーズの高い国内空港の発着便数の拡大と空港着陸料減免措置の継続
  - ・生鮮品の大量かつ低コストの海上輸送を可能とする最新の鮮度保持輸送技術の普及の促進・新規技術開発
- ▶ より多く、品質を守って、運ぶ
  - ・成田空港と那覇空港の貨物エリアの整備・拡大
  - ・日本企業による海外コールドチェーン事業の参入に対する支援
- ▶ 中小事業者が売りやすくなる
  - ・卸売市場について、海外バイヤー等に施設を開放し、海外バイヤーと卸売業者が直接取引ができるよう規制を緩和
  - ・ジャパンモールの設置・運営の支援

### 5. 戦略を確実に実行する (推進体制)

- ▶ 輸出戦略の実行をチェックし、更に進める
  - ・輸出戦略実行委員会において、毎年度、PDCAサイクルにより、輸出戦略に基づく実行状況等の検証、必要な見直しを実施
- ▶ 主要輸出先国で官民一体となった輸入促進体制をつくる
  - ・在外公館、JETROの海外事務所、輸出業者等が現地の情報・課題を共有し、協力して課題解決に取り組む体制を検討

## ○ 意欲ある農林漁業者や食品事業者へのメッセージ

### 国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略

- ・それぞれの国・地域ごとに、現地の消費者の嗜好、日本や他国からの輸入の状況などを分析し、輸出拡大に向けた課題と具体的な取組を示した「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」を策定
- ・毎年度、「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」に基づく実行状況等を検証し、戦略を深化

### 品目別の輸出力強化に向けた対応方向

- ・米、青果物、茶、畜産物、水産物などについて品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組の方向を示した「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を策定
- ・毎年度、「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」に基づく実行状況等を検証し、必要な見直しを実施

○ 実践的な輸出戦略を策定し、政府・民間が一丸となって輸出に取り組む

平成三十二年の輸出額1兆円目標の前倒し達成

# 中堅・中小企業の海外展開の具体例①

## (1) ブランド力の確立や技術開発、商品開発による海外展開

- これまでも様々な中堅・中小企業が積極的な海外展開を実現。

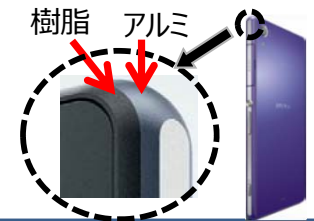
### (株) タナカマイスター (兵庫県小野市、従業員7人)

- 海外製刃物の普及により出荷が減少する中、「JAPANブランドプロデュース支援事業」を活用し、播州刃物ブランドを磨き上げ。
- 職人による高品質に加え、デザイナー派遣を通じて美しいデザインを確立し、欧米を中心に、アジアではシンガポールで販路開拓を実現。



### (株) 大成プラス：樹脂・成型メーカー (東京都中央区、従業員43人)

- 金属と樹脂の接合技術を開発し、国際標準化 (ISO) を実現。
- 国際標準化を機に、海外市場を含めた自動車や航空機分野への本格参入を展開中。



### (有) 佐賀ダンボール商会 (佐賀県有田町、従業員22人)

- 「地域資源事業」を活用し、世界初の磁器製万年筆などの有田焼高付加価値商品を開発・販売。
- 米国、台湾、ロシア、中国などの高級百貨店等と代理店契約 (2014年度輸出実績1000万円、2020年度の目標10億円) に至る。



### (株) サカモトセミナー：学習塾 (大阪府大阪市)

- 代表が独自開発した算数の文章題解法が人気となり、東南アジア (シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア) で約200校、生徒数約3万人規模で事業展開。



# 中堅・中小企業の海外展開の具体例②

## (2) 大企業や他業種と連携しての海外展開①

- 単独で海外に展開するだけでなく、大企業や他業種とともに海外展開を図る動きも活発化。  
(例) 農商工連携、サービス業と他業種の連携

### (株) 福岡大同青果 (福岡県福岡市、従業員167人)

- シンガポール、マレーシア向けに、大気調整コンテナと鮮度保持技術を組み合わせ、海運による青果物輸出事業及び農業生産者と一体となったブランディングに取り組む。



### 小売業と商品納入企業の連携

- ファミリーマートは、アジアの店舗で販売しているプライベートブランド約400品目のうち、約100品目が日本からの輸出。
- 同社は、台湾、中国、ベトナムなどのアジアの店舗で販売する食品、日用品などを日本の中小企業から公募する等、中小企業の海外展開も支援。

### (株) 壮関 (栃木県矢板市、従業員180名)

- 日本国内でファミリーマートのプライベートブランドとして販売されている三陸産荳わかめをベトナムでテスト販売した際、ベトナムでの一日の平均販売数は日本での販売数を上回った。



### (株) ラクエ (長野県川上村、従業員25人)

- 日本の栽培技術を用いてベトナムでレタスを栽培。サンドイッチ用に現地のファミリーマートなどに納入。



## (2) 大企業や他業種と連携しての海外展開②

### **(株) 協和機電工業 (長崎県長崎市、従業員487人) : 製造・保守点検業**

- 水処理施設等事業を請け負うプラントメーカー。中国では、日系半導体工場排水処理や水再生処理施設を受注。その後、香港の食品メーカー等の水処理施設など海外現地企業からも受注。



### **(株) 岸保産業 (愛知県稲沢市、従業員40人) : 厨房機器の卸売業者**

- 和食の調理に要する厨房用品を在庫として持ち、現地ニーズへの即応体制を確立するため、シンガポールに販売拠点を設立した。



### **IT企業と加工食品、工芸品等事業者の連携 (四国)**

- 四国4県のIT企業で構成する四国IT協同組合 (愛媛県松山市) は四国の加工食品、工芸品等の事業者と連携して台湾、中国での四国の特産品販売を計画中。
- 現地店舗の商品棚で電子看板、電子アンケートなど先端IT技術を用いた商品紹介を実施。顧客の反応を踏まえて日本から遠隔操作で商品紹介や商品の棚の状態、売れ行き動向、客の導線を改善するとともに、四国から事業者が直接商品をPRするライブ中継も計画。
- 商品は組合がいったん買い取ることで、事業者にとっては売れ残りリスクを取らずにすむ形とすることを計画。



# T P P を契機とした中堅・中小企業による海外展開の萌芽①

- T P P を契機として中堅・中小企業が海外展開の拡大を検討する動きや、T P P を契機とした輸出・販売拡大への期待を寄せる例が顕在化。

## (1) 自社製品の輸出拡大への期待

### (株) 共進 (長野県諏訪市、従業員 165 人)

- 独自の金属接合技術を活かし、フランジ付シャフトなどの自動車部品を製造する精密金属加工の専門メーカーとして活動。
- 日本から北米への自動車部品の輸出拡大を計画。



### (株) ソトー (愛知県一宮市、従業員 265 人) :

#### 毛織物製造業 (メンズスーツ、ファッション衣料等)

- T P P 発効を見据えて、ベトナム繊維企業 (= 国有企業) と業務提携。
- 日本でデザインや商品企画を実施。高付加価値織物は日本で生産し、労働コストの低いベトナムで縫製。
- T P P により米国の繊維関税が撤廃されるので、ベトナムから米国へ輸出。 今後、原産地規則を満たす供給網の実現を目指す。



## (2) 国内への出荷増への期待

### (株) ダイヤ精機 (東京都大田区、従業員34人) : 金型・測定具などの設計・製作・販売

- 自動車・部品メーカー等向けの金型や測定具などを設計・製作・販売。
- T P Pにより、取引先の自動車・部品メーカー等の輸出が拡大することで金型や測定具などの受注拡大を期待。



### (株) ケーヒン (東京都新宿区、従業員4170人) : エンジン部品等の製造メーカー

- 同社は、インドネシア等でベトナム向けの二輪車用エンジン部品を製造しているが、T P Pの発効も見据え、インドネシア等から日本に生産の一部を移すことも視野に入れている。
- それにより、同社に部品を納入する中小企業の納入拡大が期待される。



## (3) 地域産品等の輸出拡大への期待

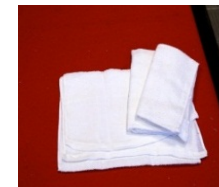
### 陶磁器

- 特に米国は、現段階で最も大きい輸出先国であり、T P Pを活用するメリットあり。
- 例えば美濃焼 (岐阜) などで、近年の日本食ブームを背景に、海外の展示会等で、日本食とともに食器を紹介する動きあり (現行税率 : 対米輸出最大28%) 。



### タオル

- タオルに関する高関税 (米国9.1%、カナダ17%) の撤廃により、輸出拡大に期待。
- 例えば今治や泉州などの地域において、「使いごち」にこだわった高品質のタオルをブランド化 (日本で糸から生産) する動きあり。



### 高級洋食器

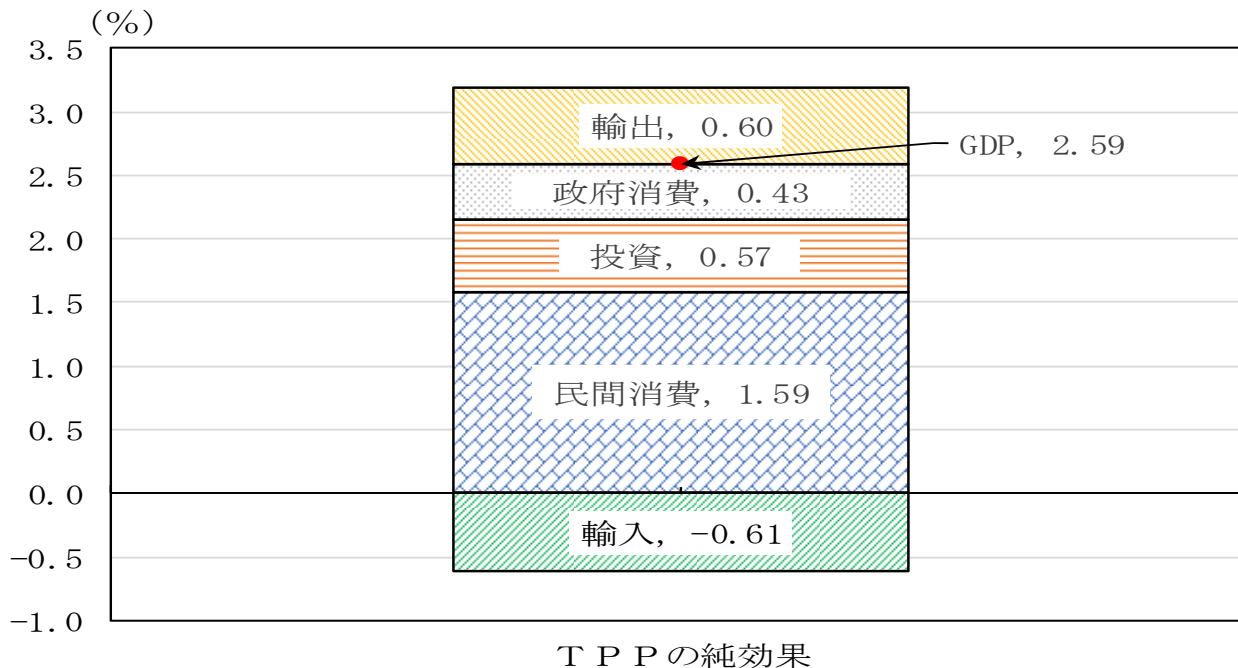
- 例えば山崎金属工業 (新潟県燕市、従業員54人) において、高品質なステンレス製洋食器を製造 (ノーベル賞の晩餐会で使用) 。
- 同社は、米国 (現行税率 : 最大0~8.2%) への輸出に向けて「高級品では関税撤廃はプラス」とT P Pの大筋合意を歓迎。



# T P P 協定の経済効果分析（平成27年12月24日公表）

- T P P が発効し、その効果により我が国が新たな成長経路（均衡状態）に移行した時点において、実質 G D P 水準は + 2.6% 増、2014 年度の G D P を用いて換算すると、約 14 兆円の拡大効果が見込まれる。また、その際、労働供給は約 80 万人増と見込まれる。
- 分析結果にある G D P 増等の効果は、一時的な需要増加ではなく、生産力の高まりである。T P P による貿易・投資の拡大によって、生産性が上昇し、労働供給と資本ストックが増加することで、真に「強い経済」が実現することになる。より具体的には、以下のメカニズムで、新たな持続的成長経路へ移行することを想定している。

G D P 変化と需要項目別の寄与



## ○ G D P 変化

: + 2.59% (+ 13.6 兆円)

\* 実質 G D P は 524.7 兆円 (2014 年度)

## ○ 労働供給変化

: + 1.25% (+ 79.5 万人)

\* 労働力人口は 6,593 万人、就業者数は 6,360 万人 (2014 年度)

(注) なお、2013 年政府統一試算と同様の手法（関税率引下げ効果のみを考慮）をとると、G D P 変化 : + 0.34% (2014 年度の G D P で換算すると、+ 1.8 兆円) (政府統一試算では + 0.66% (+ 3.2 兆円)) となる。

# 世界銀行の T P P の経済効果に関する分析の概要

世界銀行グループ「Global Economic Prospects」第4章（2016年1月6日公表）

1. T P P が2030年までに我が国のG D Pを約2.7%押し上げると試算。
2. この結果は、我が国の分析結果（G D Pを約2.6%押し上げ）と近い数字。
3. 世銀の報告書においては、モデル分析は、貿易実績をベースにするため、新たなバリューチェーン・新製品が創出される効果を描ききれず、T P P等の効果を過小評価しがちであること、また、世銀の分析モデルにおいても、生産性上昇のメカニズムは部分的なものにとどまっていることを指摘。これは、T P Pを活用して貿易、投資を促進することの経済効果が実際は更に大きいという可能性を示唆。

## 内閣官房と世界銀行の分析の比較

### 内閣官房（2015年12月24日）

### 世界銀行（2016年1月6日）

モデル	CGE (GTAP)	CGE
<b>外生変化</b>		
○関税引下げ率	T P P 協定前と協定の最終税率の差を利用して引下げ率を算出	同左。ただし、協定税率の利用実績を勘案した調整（引下げ率の2/3）
（T P P 以外の扱い）	既存 E P A の効果を除外	同左
○非関税障壁削減	非関税措置のうち、貿易円滑化効果等を物流パフォーマンス指標の改善で仮定	米韓 F T A での21分野における非関税障壁撤廃指数を援用し、T P P での引下げ率を仮定
<b>内生変化</b>		
○資本蓄積	資本ストックが投資によって増加	同左
○生産性向上	貿易開放度（輸出入総額/G D P）の増減により生産性上昇率が増減（弾力性は0.15と想定）	関税措置等の引下げにより企業の生産コストが変化し、輸出入が変化。その結果、各産業内の高生産性企業の比率が上昇（低生産性企業は退出）し、事後的な平均生産性は上昇（メリツツ効果）
○労働供給	実質賃金変化率に対応して労働供給が増減（弾力性は0.8と想定）	不明

- 2017年に協定が発効すると仮定し、発効15年目の2032年には協定全体が概ね実施されていると仮定。2032年までの主要な経済効果は以下のとおり（基準予測値との比較）。

### 経済効果

実質所得	573億ドル (0.23%) の増加
実質GDP	427億ドル (0.15%) の増加
雇用	0.07% (128,000人フルタイム雇用と同等) の増加
輸出額	272億ドル (1.0%) の増加
輸入額	489億ドル (1.1%) の増加
新規FTA国 (注) への輸出額	346億ドル (18.7%) の増加
新規FTA国 (注) からの輸入額	234億ドル (10.4%) の増加

(注) TPP署名12か国中、米国にとって新規FTA相手国となるのはブルネイ、日本、マレーシア、NZ、ベトナム。

### セクター別の効果

農業及び食料品部門	100億ドル (0.5%) の増加
サービス部門	423億ドル (0.1%) の増加
製造業、天然資源、エネルギー部門	108億ドル (0.1%) の減少

# 環太平洋パートナーシップ閣僚声明（仮訳） 2016年2月4日（オークランド、署名式）

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの閣僚は、本日、環太平洋パートナーシップに署名したことを発表できることを嬉しく思う。

5年以上の交渉の後、我々は、アジア太平洋地域にとって歴史的な成果を示すT P Pの全ての合意を公式なものにできることを光栄に思う。

T P Pは、世界で最も速く成長し、最もダイナミックな地域の一つにおいて貿易及び投資の新しい基準を設定する。我々署名国は、世界のG D Pの約4割、8億人以上の市場及び約3分の1の世界の貿易を占める。我々の目標は、我々の国民すべての繁栄を強化し、雇用を創出し、持続可能な経済発展を促進することである。

協定の署名は、重要な節目であり、T P Pの次の局面の始まりを示す。我々の焦点は、現在、各国の国内手続の完了に向けられている。

我々は、域内に渡る多くの他のエコノミーが表明している関心を認識する。この関心は、T P Pを通じ、将来のより広範囲な経済統合のための高い基準を促すプラットフォームを創設するという我々の共有された目的を確認している。